

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	住居表示実施済地域現地実態調査に係る業務の委託について
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：地域振興部地域コミュニティ課）

事業の概要

事業名	住居表示実施済地域現地実態調査にかかる業務委託
担当課	地域コミュニティ課
目的	住居表示実施済地域現地実態調査により、住居表示実施済地域における、より正確な付定(住居番号の決定)を促進し、わかりやすい住居番号を実現させ、公共の福祉の増進に資する。
対象者	住居表示実施済地域の住民、建物所有者及び建築主
事業内容	<p>1 概要</p> <p>住居表示未実施地域では、郵便物や配送物の遅配・誤配、緊急車両の到着が遅れるなど、さまざまな不便が生じていた。これらの問題を解消するため、昭和40年から住居表示を順次実施しているが、住居表示が実施された地域でも、同じ住居番号が複数存在するケースがあり、新たな課題となっていた。</p> <p>令和7年1月、総務省より『街区方式による住居表示の実施基準における同一の住居番号に複数の住居が存在する場合の取組について』が通知され、「同一住所番号に複数住居が存在することを解消していく」ため、枝番号を付している自治体を参考にするよう技術的助言があった。</p> <p>現在、区では、住居表示実施済地域を10の区域に分け、1年に1地域ずつ現地の実態調査を業者に委託し実施しているところである。このたび、総務省からの助言を踏まえ、より精度の高い住居表示台帳図を整備するため、委託内容に精細な調査を追加するほか、事業者とのデータの授受方法について、これまで紙媒体で受渡を行っていたものをCD-R等の電子媒体で行うよう変更する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>現地の実態を正確に把握するため、これまでに住居表示業務の実績を有し、専門的な知識を備えた事業者に対し、現地調査及び台帳図面へ補記する業務を委託する。また、補記された台帳図面を現行の住居表示台帳に反映させる業務についても委託を行う。なお、データの授受方法を紙媒体から電子媒体に変更する。</p> <p>※ 上記の現地調査等の委託業務はこれまで実施してきたが、過去の個人情報保護審議会では、住居表示業務全般のものとして付議されており、本事業の詳細は付議されていないため、改めて本事業について管理運営会議に付議する。</p>

3 対象者数

世帯数：185,446 世帯 人口：277,538 人（令和7年9月1日時点）

他、住居表示実施済地域の建物所有者等

※個人情報の流れは、資料30-1のとおり

件名 住居表示実施済地域現地実態調査に係る業務の委託について

保有課(担当課)	地域コミュニティ課
登録業務の名称	住居表示実施済地域現地実態調査にかかる業務委託について
委託先	1 住居表示実施済地域現地実態調査 スリーエム技研株式会社（プライバシーマーク取得事業者） 2 住居表示管理システム台帳図修正 株式会社フロントライズ
委託に伴い事業者に処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	1 住居表示実施済地域現地実態調査 【区が委託先に提供する情報】 居住者の氏名・住所 【委託先が収集する情報（現地調査による）】 居住者の氏名・住所、建築主の氏名・住所・連絡先 2 住居表示管理システム台帳図修正 居住者の氏名・住所
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体（委託先のパソコン及びサーバ）
委託理由	住居表示台帳図の正確で効率的な修正にあたっては、地形情報や現地調査をもとに短期間で正確に行う必要があることから、住居表示業務の実績を有し、専門的な知識を備えた事業者に業務を委託する。 また、住居表示管理システムへ修正された図形を入力するにあたっても、本システムの開発事業者へ委託することで、正確で効率的な修正が行える。
委託の内容	1 住居表示実施済地域現地実態調査 (1) 現地実態調査 (2) 住居表示台帳図の修正案作成 (3) 住居表示台帳図（修正案）の出力 2 住居表示管理システム台帳図修正 (1) 住居表示台帳図（修正後）の作成 (2) 住居表示管理システムへのデータ入力
委託の開始時期及び期限	令和7年10月27日から令和8年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

新宿区

①住居表示台帳図（元データ）を住居表示管理システムから抽出

住居表示管理システム P C
(スタンドアローン)

対象データ

居住者の氏名・住所

⑥住居表示台帳図（元データ）及び住居表示台帳図（補記データ）を住居表示管理システムから抽出

住居表示管理システム P C
(スタンドアローン)

対象データ

居住者の氏名・住所、建築主の氏名・住所、連絡先

⑩住居表示台帳図（更新データ）を住居表示管理システムに入力

②住居表示台帳図（元データ）を提供（CD-R等、手渡し）

- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載

⑤住居表示台帳図（補記データ）を納品（CD-R等、手渡し）

⑦住居表示台帳図（元データ及び補記データ）を提供（CD-R等、手渡し）

- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載

⑨住居表示台帳図（更新データ）を納品（CD-R等、手渡し）

委託先①
(現地実態調査)

委託先① P C

対象データ

居住者の氏名・住所、建築主の氏名・住所、連絡先

④現地実態調査の結果を、住居表示台帳図（元データ）に補記

③住居表示台帳図（元データ）を紙に出力し、現地実態調査を実施

- 街区、道路、建物の形状
- 出入口（玄関）の位置、動線
- 建物名称（マンション名、表札）
- 建築中の建物の施主の情報

- ・鍵付きカバン等による運搬

調査対象地域

委託先②
(台帳図作成)

⑧住居表示台帳図の補記データを基に、住居表示台帳図の元データを更新

委託先② P C

対象データ

居住者の氏名・住所

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告（再委託を含む）
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載
- ・鍵付キャビネット等での保管
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

<p>・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」</p>		情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施するよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築するよう指導する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	○	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウィルス感染等がないよう、ウィルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

<p>・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」</p>		情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施させる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築させる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	○	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウィルス感染等がないよう、ウィルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。